

16. 入学手続

選抜結果は、合格発表日に本人宛に文書で簡易書留・配達日指定にて郵送します。合格した場合、合格通知書と併せて入学手続に関する書類を送付しますので、入学手続締切日までに入学手続を完了してください。入学手続を完了した者には、後日、入学手続完了通知および入学式の案内等を送付します。

入学手続締切日までに入学手続をしないときは、合格を取り消します。

選抜区分	入学手続締切日
学校推薦型選抜・指定校推薦	12月9日(金)
学校推薦型選抜・公募推薦 社会人選抜（Ⅰ期）	12月16日(金)
一般選抜（前期日程） 学業特待選抜（Ⅰ期）	2月24日(金)
一般選抜（中期日程） 学業特待選抜（Ⅱ期） 大学入学共通テスト利用選抜（Ⅰ期） 社会人選抜（Ⅱ期）	3月10日(金)
一般選抜（後期日程） 大学入学共通テスト利用選抜（Ⅱ期）	3月23日(木)

※いずれも入学手続締切日の17時必着

入学辞退について

- ・入学手続完了後に入学の辞退を希望する場合は、必ず本学所定の入学辞退届出用紙を請求の上、令和5年3月31日（金）17：00〔必着〕までに提出してください。
- ・公募推薦、一般選抜（前期日程・中期日程・後期日程）、学業特待選抜〔併願〕、大学入学共通テスト利用選抜、社会人選抜〔併願〕の各選抜の入学手続者で納入金を一括納入している場合、入学金（30万円）を除く納入金を返還いたします。
- ・専願を対象とする選抜（指定校推薦、学業特待選抜〔専願〕、社会人選抜〔専願〕）の入学手続者の場合は、納入金を返還いたしません。
- ・入学辞退届を直接持参する場合は、平日9：00～17：00の間に鳥取看護大学 入試広報課へお持ちください。

鳥取短期大学を併願する場合の取り扱いについて

- ・鳥取看護大学に入学手続をした者が鳥取短期大学を受験して合格し、同短期大学に入学を希望する場合は、鳥取看護大学に入学辞退届を提出してください。書類の確認後、鳥取看護大学に納入した入学金（30万円）と鳥取短期大学の入学金（24万円）の差額（6万円）を返還します。
- ・逆に、鳥取短期大学に入学手続をした者が鳥取看護大学を受験して合格し、同大学に入学を希望する場合は、鳥取短期大学に入学辞退届を提出してください。書類の確認後、鳥取看護大学との入学金の差額（6万円）を納入していただきます。